

袋井市議会9月定例会に袋井9条の会から「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求める請願書が提出されました。私は議会開会日の本会議に続く全員協議会、そして請願審査が行なわれた総務委員会において紹介議員として請願の趣旨説明を致しました。改めてこの場で賛成討論をさせていただきます。

請願の内容は、これまで「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」としてきた歴代政府の見解を、国会での十分な議論も国民への説明もなく、「閣議決定」という方法で180度転換し、集団的自衛権行使を容認したことは、立憲主義に反し、極めて異常なものであり、この閣議決定の撤回を求める意見書を袋井市議会でも提出してほしいという、市民として至極当然な内容であります。

9月11日行なわれた請願審査で出された総務委員の意見が委員長から報告がありました。残念ながら市民の感覚からは程遠い内容でありました。

一番の問題点である、「憲法改正の手続きを正式に経ずに、一内閣の解釈変更で歴代政府の見解を覆しているのか」という点に対し、真摯な議論がなされておりません。

出された意見は、「正規の手続きを経ることが望ましいが、相当な時間を要するので難しい。」「閣議決定は行政権の手続き、関連法案の国会審議を見守るべき。」「国会で議論すべきもので、市議会で手が及ぶものではない。」というようなものであります。

近代の立憲主義は、主権者である国民が、憲法によって国家権力を縛るという考え方にたっております。ですから憲法の解釈も、時の政府が自由勝手に変えることが許されるというものではありません。

2004年、当時の小泉首相は集団的自衛権と憲法の関係について「解釈変更が便宜的、意図的に行なわれるならば、憲法に対する国民の信頼が損なわれてしまう。憲法について見解が対立する問題は、便宜的な解釈の変更はすべきではない」と答弁しております。当たり前のことであります。憲法は国家と国民の関係を定めた厳格なルールであり、閣議決定や国会議員の多数決で変えていいものではなく、厳格に改正の手続きが定められています。その手続きを無視する今回の閣議決定は立憲主義の否定、国民の権利の侵害にほかなりません。

「世論が割れており、意見書提出にふさわしくない。」との意見もありました。何度も紹介しましたが、各種世論調査の結果では、「憲法解釈変更による集団的自衛権行使」に国民の過半数が反対しています。国民の多数の意見を無視し、強引に進めることが民主主義にかなったことでしょうか。

「集団的自衛権行使、即戦争とはならない。」「丸腰ではいけない。」「政府の判断であり撤回は難しい。」「安全保障・防衛は国の判断によるべき。」「閣議決定は内閣の考え方を示したもので法案審査を見守るべき。」との意見も出されました。

集団的自衛権は何かといいますと「自分の国が攻撃されていないにもかかわらず、密接な関係にある国が受けた攻撃を武力で阻止する権利」をいいます。

日本が、「他国に加えられた武力攻撃を、実力を持って阻止」することは、武力攻撃を加えた国に、日本が武力行使し、その国と交戦状態になることです。

その行使を容認するという事は「海外で武力行使をしてはならない」という憲法上の「歯止め」を外すということにほかなりません。交戦権を認めないとした憲法の条文のどこを読めば、集団的自衛権が行使できると判断できるのでしょうか。

「膨張的な隣国の動きを抑えるための抑止策として必要」「国際情勢が厳しくなっており、一国で守ることは限界」との意見も出されました。

安倍首相は集団的自衛権を持つことで抑止力を高めるとしていますが、抑止をしようと思えば、相手も抑止されまいと更に軍事力を高めようとしみます。それは歯止めのない軍拡競争に陥り、更に緊張を高め日本を不安全にするものです。

「閣議決定の前提として新3要件が厳格に定められている。」との意見も出されました。

しかし、「他国への攻撃は日本への攻撃と同じ」「それは明白な危険にあたる」と判断するのも時の政府であります。「新3要件」に該当するか否かは、「政府がすべての情報を総合して客観的、合理的に判断する」、集団的自衛権の要否も「時の内閣が主体的に判断」と明記されており、何から何まで政府の判断しだいとなっております。これで歯止めになるのでしょうか。

「必要最小限の実力の行使」といっていますが、どこにその保障があるので

しょうか。いったん海外で武力行使に踏み切れば、相手からの反撃を招き、際限のない戦争の泥沼に陥ることは避けられません。

発足して 60 年たった自衛隊が、他国の人をひとりも殺さず、ひとりの戦死者も出すことがなかったのは、憲法 9 条が歯止めとなっていたからにほかなりません。

憲法 9 条が果たしてきた役割、世界に誇る平和憲法を再認識し、後世に恥じぬよう議員各位が良識ある判断を示されることお願いして私の賛成討論を終わります。